
【協議事項 1】

「大阪府周産期医療及び小児医療協議会」の運営等について

- 1 協議会長の選任（規則第 4 条第 1 項） 資料 1 - 1

名称

大阪府周産期医療・小児医療協議会

設置根拠

大阪府附属機関条例（昭和27年12月22日条例第39号）
 大阪府周産期医療及び小児医療協議会規則（平成24年11月1日規則第186号）

担任意務

周産期医療及び小児医療（小児救命救急を含む。）の体制の整備についての調査審議に関する事務

部会

協議会に、必要に応じて部会を置くことができる（規則第6条第1項）
 ▶専門の事項を調査審議させるため下記の部会を設置する。

周産期医療体制検討部会

〔周産期医療の体制の整備についての調査審議〕

- ・医療計画（周産期医療）の策定に関する事項
- ・周産期医療体制に係る調査分析に関する事項
- ・母体及び新生児の搬送及び受入れ、母体や新生児の死亡や重篤な症例に関する事項
- ・総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターに関する事項
- ・その他、特に検討を要する事例や周産期医療体制の整備に関し必要な事項



小児医療体制検討部会

〔小児医療の体制の整備についての調査審議〕

- ・医療計画（小児医療）の策定に関する事項
- ・小児医療体制に係る調査分析に関する事項
- ・小児患者の搬送及び受入れ、小児の死亡や重篤な症例に関する事項
- ・その他、特に検討を要する事例や小児医療体制の整備に関し必要な事項



委員

委員定数：16名 専門委員定数：1部会10名以内

構成員：保健医療関係機関・団体の代表、医師・助産師等看護職及びその他の医療従事者、
 医育機関関係者、学識経験者等

「大阪府周産期医療及び小児医療協議会」の組織・運営等について

部会委員

部会に属する委員等は、会長が指名する（規則第6条第2項）

部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる（規則第6条第3項）

◆小児医療体制検討部会：9名

氏名	委員種別	
芦田 明	専門委員	大阪医科薬科大学医学部 泌尿生殖・発達医学講座小児科学 教授
市場 博幸	専門委員	大阪市立総合医療センター 副院長 総合周産期母子医療センター長兼小児医療センター長
金子 一成	専門委員	関西医科大学大学院・医学研究科発達小児科学 教授
木野 稔	専門委員	真美会 大阪旭こども病院 理事長
杉本 圭相	専門委員	近畿大学医学部小児科学教室 主任教授
秦 大資	専門委員	公益財団法人田附興風会医学研究所 北野病院 副院長兼小児科主任部長
濱崎 考史	委員	大阪公立大学大学院医学研究科発達小児医学 教授
村上 城子	委員	一般社団法人大阪小児科医会 会長
和田 和子	専門委員	大阪母子医療センター 統括診療局長 兼新生児科主任部長

◆周産期医療体制検討部会：9名

氏名	委員種別	
市場 博幸	専門委員	大阪市立総合医療センター 副院長 総合周産期母子医療センター長兼小児医療センター長
大橋 敦	専門委員	関西医科大学看護学部こども看護学領域 教授
荻田 和秀	専門委員	りんくう総合医療センター 周産期センター産科医療センター長兼産婦人科部長
木村 正	委員	大阪大学大学院 医学系研究科産科学婦人科学講座 教授
隅 清彰	専門委員	愛染橋病院 小児科部長
中本 收	専門委員	大阪市立総合医療センター 産科部長
光田 信明	委員	大阪母子医療センター 病院長
南 宏尚	専門委員	愛仁会高槻病院 小児周産期系統括部長
吉松 淳	専門委員	国立循環器病研究センター 産婦人科部長

※敬称略、五十音順